

報告第 20 号

令和 3 年度盛岡市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146条第 2 項の規定により、令和 3 年度盛岡市一般会計

令和 3 年度盛岡市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2 総務費	1 総務管理費	住民記録システム運用等事務	円 5,770,000	円 5,769,885
		道の駅設置事業	31,722,000	30,287,000
		国土調査事業（補助）	18,132,000	18,132,000
		南公園球技場長寿命化修繕事業	149,775,000	149,775,000
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業	6,157,391,000	3,915,056,772
		障がい者福祉施設整備助成事業	28,800,000	28,800,000
		老人福祉施設整備助成事業	140,368,000	40,000,000
		老人福祉施設開設準備経費助成事業	32,852,000	21,968,000
	2 児童福祉費	地域子育て支援センター事業	43,388,000	42,888,000
		私立児童福祉施設整備助成事業	169,915,000	169,915,000
		子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	96,500,000	96,500,000
		子育て世帯への臨時特別給付金支給事業（盛岡市独自分）	9,800,000	4,900,000
		児童館整備事業	76,811,000	75,081,000
6 農林費	1 農業費	経営体育成支援事業	11,123,000	11,123,000
		農業基盤整備事業	34,913,000	34,913,000
	2 林業費	市有林造成事業（単独）	6,523,000	6,523,000
8 土木費	2 道橋りょう路費	道路橋りょう維持管理事業	19,157,000	17,141,491
		市道舗装二次改築事業	20,000,000	6,873,500
		市道舗装新設改良事業	14,925,000	14,924,441
		側溝整備事業	2,000,000	2,000,000
		一の渡岩洞湖線道路整備事業	8,348,000	8,347,043
		津志田白沢線Ⅱ工区外1路線道路整備事業	7,559,000	7,558,451
		都南中央第二地区生活環境整備事業（交付金）	10,063,000	10,062,173

繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	5,769,885			
		28,800,000		1,487,000
	13,599,000			4,533,000
		134,800,000		14,975,000
	3,915,056,772			
				28,800,000
	40,000,000			
	21,968,000			
				42,888,000
	151,036,000			18,879,000
	96,500,000			
				4,900,000
	8,763,000	49,000,000		17,318,000
	11,123,000			
	17,457,000	15,700,000		1,756,000
		5,800,000		723,000
	5,380,245	11,200,000		561,246
		6,800,000		73,500
	7,462,221	6,700,000		762,220
		2,000,000		
	4,173,522	3,900,000		273,521
	3,779,225	3,400,000		379,226
	5,031,087	4,600,000		431,086

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
8 土木費	2 道路橋りょう費	都南中央第三地区生活環境整備事業（交付金）	円 18,750,000	円 13,834,748
		道明地区生活環境整備事業（交付金）	244,588,000	182,297,394
		下太田地区生活環境整備事業（交付金）	46,437,000	46,436,684
		岩山2号線道路整備事業	26,197,000	25,710,891
		津志田白沢線道路整備事業	25,206,000	25,206,000
		その他交通安全施設整備事業	17,000,000	15,839,011
		橋りょう維持補修事業	180,857,000	180,435,400
		沖田橋、乙部橋橋梁補修事業	55,500,000	55,500,000
		交通安全施設等整備事業	6,950,000	6,748,700
		東中野門線道路整備事業	69,085,000	69,084,631
		下田生出線（下田工区）道路整備事業	34,794,000	34,746,410
		三本柳線道路整備事業	33,500,000	33,399,416
		好摩永井線道路整備事業	11,490,000	11,483,159
		西部線外道路整備事業	37,000,000	35,518,155
		渋民好摩線道路整備事業	1,000,000	970,329
		本町通一丁目名乗沢2号線（山岸二丁目）第二工区道路整備事業	43,750,000	43,249,800
		永井街道線道路整備事業	50,434,000	49,151,653
		岩手飯岡駅東西線自由通路等整備事業	1,015,000,000	1,003,592,224
		城西町天昌寺町線外2路線（境田川原踏切）道路整備事業	3,542,000	3,541,978
		東中野14号線道路整備事業	40,000,000	40,000,000
		日戸柴沢線道路整備事業	2,924,000	2,923,836
		交通安全・無電柱化等補助事業	130,000,000	128,741,619
	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	4,018,000	4,017,450
		準用河川改良事業（交付金）	953,000	758,910
		都市基盤河川改良事業（交付金）	182,847,000	180,615,962
	4 都市計画費	開発行為等に関する事務	13,387,000	13,386,978
		道明地区土地区画整理事業	151,487,000	147,491,957

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	6,225,637	6,800,000		809,111
	69,149,047	79,400,000		33,748,347
	23,218,342	20,900,000		2,318,342
	12,855,445	11,500,000		1,355,446
	8,663,000	14,900,000		1,643,000
	7,919,506	7,200,000		719,505
	98,808,104	68,300,000		13,327,296
	30,525,000	24,900,000		75,000
	3,243,500	2,700,000	750,000	55,200
	37,768,529	28,200,000		3,116,102
	19,051,717	14,200,000		1,494,693
	18,369,679	13,500,000		1,529,737
	6,315,738	4,700,000		467,421
	19,534,984	15,300,000		683,171
	533,681	400,000		36,648
	23,787,390	17,500,000		1,962,410
	26,928,139	21,300,000		923,514
	551,975,723	446,900,000		4,716,501
	1,948,088	1,400,000		193,890
	22,000,000	18,000,000		
	1,461,918	1,400,000		61,918
	70,807,891	57,500,000		433,728
		4,000,000		17,450
	252,970	400,000		105,940
	120,410,000	54,200,000		6,005,962
	6,693,000			6,693,978
76,965,692	35,263,132	33,300,000		1,963,133

款	項	事業名	金額	翌年度額
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	都南中央第三地区土地地区画整理事業	円 334,304,000	円 321,158,567
		太田地区土地地区画整理事業	470,574,000	460,577,555
		愛宕町三ツ割線街路事業	39,457,000	39,456,995
		街路樹等維持管理事業	30,000,000	30,000,000
		動物公園総務事務	67,000,000	67,000,000
		都市公園整備事業（補助）	20,479,000	20,478,076
		史跡盛岡城跡歴史的建造物復元整備調査事業	3,381,000	3,380,300
		盛岡バスセンター整備事業	501,403,000	501,402,013
		公共交通利用促進対策事業	227,604,000	227,604,000
	5 住 宅 費	公営住宅ストック総合改善事業	29,240,000	29,240,000
9 消 防 費	1 消 防 費	防災施設整備事業	2,100,000	2,100,000
10 教 育 費	2 小 学 校 費	仁王小学校校舎長寿命化改修事業	293,866,000	109,681,900
		トイレ改修事業	471,210,000	471,210,000
	3 中 学 校 費	トイレ改修事業	122,910,000	122,910,000
計			円 12,156,059,000	円 9,479,421,457

令和4年6月7日提出

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
141,284,773	72,001,435	86,000,000		21,872,359
118,184,763	155,038,445	170,100,000		17,254,347
	21,701,348	15,900,000		1,855,647
	15,000,000	15,000,000		
	33,500,000	33,500,000		
	7,598,000	11,500,000		1,380,076
				3,380,300
	130,912,107	333,400,000		37,089,906
	75,865,000	43,700,000		108,039,000
3,040,000	13,500,000	12,700,000		
		2,100,000		
		98,500,000		11,181,900
	126,687,000	335,200,000		9,323,000
	34,653,000	85,700,000		2,557,000
円	円	円	円	円
339,475,228	6,217,265,452	2,484,800,000	750,000	437,130,777

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 21 号

令和 3 年度盛岡市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 150条第 3 項において準用する第 146条第 2 項の規定

令和 3 年度盛岡市一般会計

款	項	事業名	支出負担行為額	左 の 内 訳	
				支出済額	支出未済額
8 土木費	2 道路橋りょう	市道本町通一丁目新庄町2号線法面補修事業	円 160,000,000	円 48,621,654	円 111,378,346
	3 河川費	普通河川改良事業（単独）	17,084,100	10,990,600	6,093,500
	4 都市計画費	動物公園総務事務	600,000,000	300,000,000	300,000,000
		都市公園整備事業（補助）	72,553,000	6,630,000	65,923,000
計			849,637,100	366,242,254	483,394,846

令和 4 年 6 月 7 日提出

により、令和3年度盛岡市一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

事 故 繰 越 し 繰 越 計 算 書

支 出 負 担 行為予定額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
		既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源	
円	円	円	円	円	
	111,378,346		111,026,023	352,323	予期しない埋設物の処理に不測の時間を要し、年度内の完成が困難となったため。
	6,093,500		6,000,000	93,500	完成引渡前に構造物の沈下等が確認され、年度内の完成が困難となったため。
	300,000,000	150,000,000	150,000,000		技術者の確保及び資材の調達に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったため。
57,000	65,980,000	31,300,000	31,081,000	3,599,000	作業員等の確保に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったため。
57,000	483,451,846	181,300,000	298,107,023	4,044,823	

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 22 号

令和 3 年度盛岡市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第 3 項の規定により、令和 3 年度盛岡市水道事業会計

令和 3 年度盛岡市水道

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	水道整備事業	3,041,350,000	2,453,651,843	455,114,000

令和 4 年 6 月 7 日提出

予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
工事負担金	出 資 金	国庫補助金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
円	円	円	円	円	円	
77,059,000	0	0	378,055,000	132,584,157	0	関係機関との調整による。

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 23 号

令和 3 年度盛岡市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第 3 項の規定により、令和 3 年度盛岡市下水道事業会

令和 3 年度盛岡市下水道

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道整備事業	2,608,312,000	1,307,199,698	1,284,725,000

令和 4 年 6 月 7 日提出

計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
建設企業債	工事負担金	国庫補助金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
円	円	円	円	円	円	
559,500,000	0	556,922,000	168,303,000	16,387,302	0	関係機関との調整による。

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 24 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

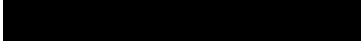
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 2 月 28 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金23,610円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 4 月 18 日、盛岡市総合アリーナ駐車場内を自動車で走行中、破損した仕切弁の蓋に車輪を乗り上げ、車輪を損傷したことによる。

報告第 25 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市個人情報保護条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 25 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

盛岡市個人情報保護条例（平成16年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 8 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

報告第 26 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

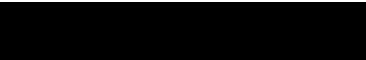
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 25 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 176,380円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年10月17日、盛岡市立上田公民館地内において、相手方が、警備員の指示に従い車両を移動中、地面にフロントバンパー及び車体下部が接触し、車両を損傷したことによる。

報告第 27 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

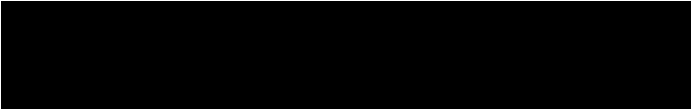
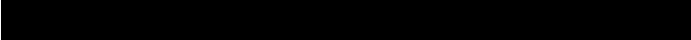
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 25 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 460,005円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 12 月 1 日、盛岡市立高等学校地内において、桜の枝が折れ、駐車していた車両に落下し、車両を損傷したことによる。

報告第 28 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 30 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 氏名
- 2 損害賠償の額 金10,302円也
- 3 損害賠償の原因

デジコンシェアオフィス MORIOKAの 101号棟の電話料金について、当該施設の使用の許可を受けた者が支払いを遅延・滞納したことに伴い、市と東日本電信電話株式会社との間の電話回線の使用に係る契約が解約となったことによる。

報告第 29 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第 42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和 2 年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 3 号中「附則第20条第 1 項」を「附則第27条第 1 項」に、「附則第 3 条第 1 項」を「附則第10条第 1 項」に改める。

第 7 条第 2 項第 3 号及び第79条第 2 項第 3 号中「附則第20条第 1 項」を「附則第27条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

報告第 30 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市条例の読点の表記を改める条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市条例の読点の表記を改める条例

この条例の施行の際現に公布されている市の条例中読点として用いられている「，」は、「、」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

報告第 31 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

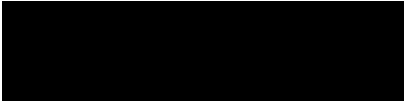
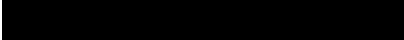
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金22,000円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年12月28日、盛岡市立城北小学校地内において、除雪作業中、除雪機からの飛び石が隣接する相手所有の建物に当たり、窓ガラスを損傷したことによる。

報告第 32 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

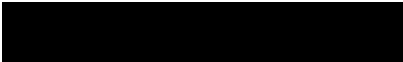
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金22,000円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 1 月 16 日、新庄墓園第21墓域内において、除雪作業中に除雪機のロータリー一部分を使用区画内の縁石に接触し、縁石の一部を損傷したことによる。

報告第 33 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

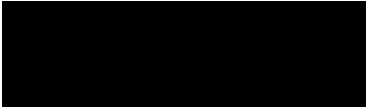
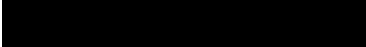
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 4 月 5 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金14,000円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 2 月13日、盛岡市上堂三丁目地内において、市道上堂三丁目 6 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 34 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 4 月 7 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金15,274円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 1 月21日、盛岡市飯岡新田 8 地割地内において、市道津志田下飯岡 2 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 35 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 4 月 7 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 氏名
- 2 損害賠償の額 金11,974円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 1 月 24 日、盛岡市長橋町地内において、市道中堤町長橋町線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 36 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 4 月 12 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金30,107円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 12 月 5 日、盛岡市飯岡新田 6 地割地内において、市道津志田下飯岡 4 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 37 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

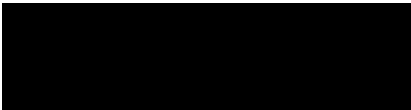
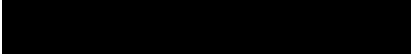
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 4 月 12 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 8,385円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 2 月 18 日、盛岡市上太田蔵戸地内において、市道西仙北上太田 2 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 38 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

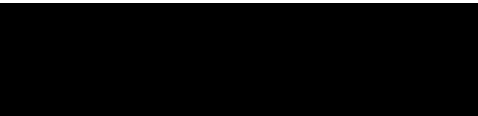
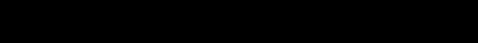
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 4 月 21 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
 氏名 
- 2 損害賠償の額 金14,861円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 2 月 5 日、盛岡市土淵字橋場地内において、市道上厨川線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 39 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

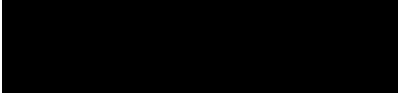
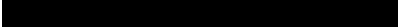
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 4 月 21 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 9,678円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 3 月 3 日、盛岡市永井20地割地内において、市道駅前第 2 ニュータウン線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 40 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

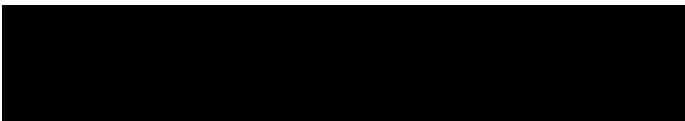
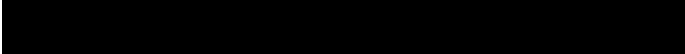
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 4 月 21 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金93,201円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 3 月 4 日、盛岡市みたけ四丁目地内において、市道月が丘三丁目谷地線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 41 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 4 月 21 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金97,231円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 3 月 8 日、盛岡市青山一丁目地内において、市道中屋敷町青山一丁目 2 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ばこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 42 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 4 月 21 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 氏名
- 2 損害賠償の額 金20,328円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 3 月 12 日、盛岡市前九年二丁目地内において、市道上田四丁目稲荷町 2 号線を原動機付自転車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 43 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 4 月 25 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金21,006円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 3 月 8 日、盛岡市みたけ三丁目地内において、市道みたけ 1 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 44 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

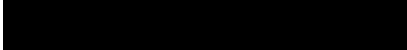
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 4 月 25 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 295,130円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 3 月 19 日、盛岡市新庄墓園取付道路において、雪の重みと突風で落下した木の枝が、走行していた相手方の車両のフロントガラスに接触し、車両を損傷したことによる。

報告第 45 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

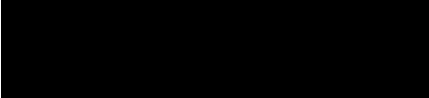
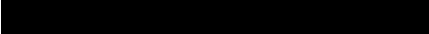
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 4 月 26 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金13,630円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 4 月 5 日、盛岡市中央公園において、スプリング遊具で遊ぼうとしたところ、台座が支柱から外れ、台座ごと地面に落下し、ひざを負傷したことによる。

報告第 46 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

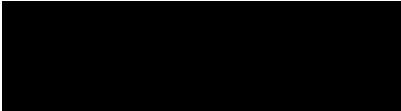
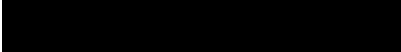
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 4 月 27 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 6,884円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 3 月 17 日、盛岡市山岸六丁目地内において、市道大平名乗線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 47 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

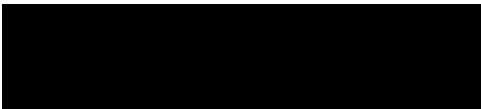
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 6 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | | |
|---|----------|-----------|--|
| 1 | 損害賠償の相手方 | 住所 |  |
| | | 氏名 | |
| 2 | 損害賠償の額 | 金67,112円也 | |
| 3 | 損害賠償の原因 | | |

令和 4 年 3 月 18 日、盛岡市松園二丁目地内において、市道清水頭西松園二丁目 1 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車両を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 48 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

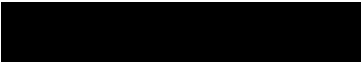
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 6 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金35,613円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 3 月 22 日、盛岡市上鹿妻朴地内において、市道上鹿妻23号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ばこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 49 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

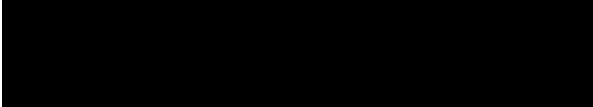
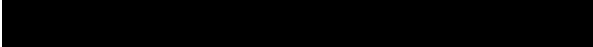
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 6 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金57,944円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 3 月 26 日、盛岡市向中野五丁目地内において、市道向中野 150号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ばこに車両を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 50 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 6 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 9,317円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 3 月 27 日、盛岡市上堂一丁目地内において、市道上堂一丁目 3 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車両を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 51 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

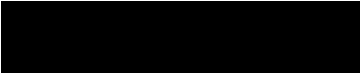
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 9 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金22,925円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 4 月 8 日、盛岡市南仙北一丁目地内において、市道新幹線側道 2 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 52 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

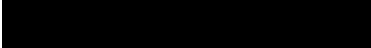
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 11 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金10,973円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 2 月 2 日、盛岡市山岸四丁目地内において、市道本町通一丁目名乗沢 2 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車両を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 53 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

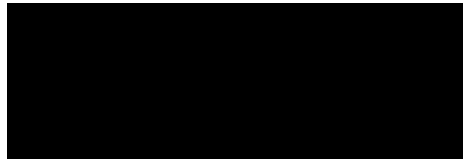
令和 4 年 5 月 11 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名



- 2 損害賠償の額 金29,850円也
3 損害賠償の原因

令和 4 年 2 月 24 日、盛岡市飯岡新田 6 地割地内において、市道盛南線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ばこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 54 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 11 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金98,045円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 3 月 18 日、盛岡市松園二丁目地内において、市道清水頭西松園二丁目 1 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車両を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 55 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 11 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 5,991円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 3 月 21 日、盛岡市津志田町一丁目地内において、市道上碓南仙北線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車両を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 56 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

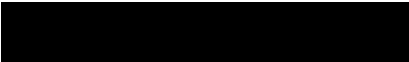
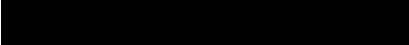
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 12 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金41,600円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 3 月 18 日、盛岡市松園二丁目地内において、市道清水頭西松園二丁目 1 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 57 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

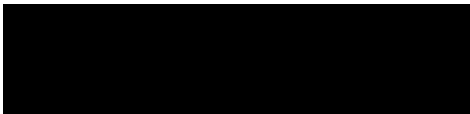
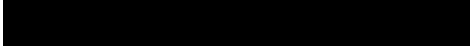
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月12日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金12,144円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 3 月18日、盛岡市長橋町地内において、市道長橋町 7 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ばこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 58 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月12日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | | |
|---|----------|-----------|--|
| 1 | 損害賠償の相手方 | 住所 |  |
| | | 氏名 | |
| 2 | 損害賠償の額 | 金35,000円也 | |
| 3 | 損害賠償の原因 | | |

令和 4 年 3 月19日、盛岡市みたけ四丁目地内において、市道稲荷町谷地頭線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 59 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

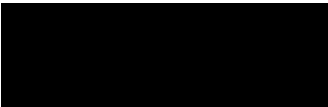
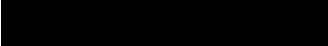
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 12 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 5,013円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 3 月 21 日、盛岡市長橋町地内において、市道長橋町 7 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車両を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 60 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

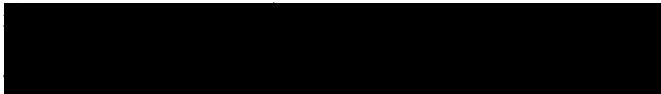
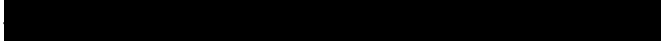
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月12日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金27,297円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 3 月23日、盛岡市上鹿妻蟹沢地内において、市道上鹿妻48号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 61 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 12 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金45,918円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 3 月 26 日、盛岡市向中野五丁目地内において、市道向中野 150号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車両を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 62 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

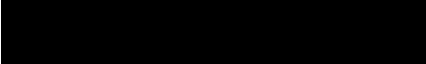
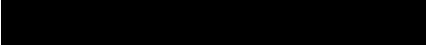
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 12 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金19,568円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 3 月26日、盛岡市向中野五丁目地内において、市道向中野 150号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車両を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 63 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

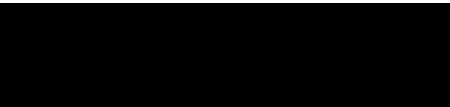
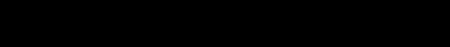
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月12日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損 害 賠 償 の 額 金65,208円也
- 3 損 害 賠 償 の 原因

令和 4 年 3 月26日、盛岡市向中野五丁目地内において、市道向中野 150号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ばこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 64 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

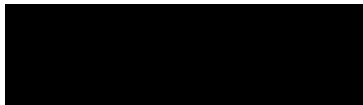
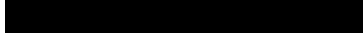
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 12 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 8,932円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 4 月 5 日、盛岡市飯岡新田 7 地割地内において、市道盛南線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車両を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 65 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 12 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | | |
|---|----------|-----------|---|
| 1 | 損害賠償の相手方 | 住所 |  |
| | | 氏名 | |
| 2 | 損害賠償の額 | 金13,662円也 | |
| 3 | 損害賠償の原因 | | |

令和 4 年 4 月 9 日、盛岡市上太田下中屋敷地内において、市道西仙北上太田 2 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ばこに車両を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 66 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

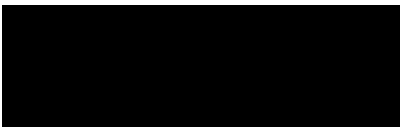
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 16 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | | |
|---|----------|-----------|---|
| 1 | 損害賠償の相手方 | 住所 |  |
| | | 氏名 | |
| 2 | 損害賠償の額 | 金12,061円也 | |
| 3 | 損害賠償の原因 | | |

令和 4 年 3 月 6 日、盛岡市大館町地内において、市道稲荷町谷地頭線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 67 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 16 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 8,840円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 3 月 26 日、盛岡市津志田西一丁目地内において、市道南仙北ニュータウン 6 号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。